

○松本市海外留学生奨学基金条例施行規則

平成元年4月1日

規則第19号

改正 平成2年12月12日規則第58号

平成16年3月25日規則第58号

(設置の目的)

第1条 この規則は、松本市海外留学生奨学基金条例（平成元年条例第5号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第2条 奨学金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 海外留学生奨学金申請書（様式第1号）
- (2) 推薦書（様式第2号）
- (3) 申請者及び親の住民票の写し

(申請対象者)

第3条 奨学金を申請できる者は、その年度内に留学する者とする。

(給付人数及び金額)

第4条 奨学金の給付人数及び給付金額は、予算で定める範囲内とする。

2 前項の給付は、一人一回限りとする。

(書類の提出)

第5条 奨学金の給付が決定した者（以下「奨学生」という。）は、別に指示された期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第3号）
- (2) 留学先の入学許可書又は留学を受け入れることを証明する書類の写し

(奨学金の給付)

第6条 市長は、前条に規定する書類を受理し適当と認めたときは、奨学金を一括して給付する。

(届出等の義務)

第7条 奨学生は、留学を中止したときは、保証人の連署のうえ、速やかに海外留学中止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 奨学生は、帰国後速やかに海外留学実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年12月12日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月25日規則第58号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

海外留学生奨学金申請書

年 月 日

(あて先)松本市長

申請者(留学予定者)

住所

氏名

松本市海外留学生奨学基金条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請者について

氏名	ふりがな	年 月 日生
		(歳)
		高等学校 学年在学中

2 海外留学について

留 学 先	(国名)	(学校名)
留 学 の 目 的 (具体的に)		
留学をするにあたり、 特に自己努力した事		
留 学 期 間	年 月 日～	年 月 日
滞 在 先		
費 用 概 算	資金内訳	経費内訳
	(他に受ける奨学金等)	学 費 円
		生活費 円
	円	旅費(往復) 円
	合計 円	合計 円
国 内 連 絡 先	(電話) —	
留 学 経 験	・初めて ・ 回目((内容))	

様式第2号(第2条関係)

推 薦 書

年 月 日

(あて先)松本市長

高等学校長 印

下記の者を松本市海外留学生奨学金受給者として推薦いたします。

記

氏 名		生年月日	年 月 日(歳)
学 校 学 年	第 学年	(高等学校 年入学)
推 薦 所 見	(本人の留学に対する意欲評価、学校生活の評価等)		
		
		
		
		
		
	(学内推薦順位)	今回	人中 位

※厳封の上、提出してください。

様式第3号(第5条関係)

誓 約 書

年 月 日

(あて先)松本市長

本 人 氏 名 印

住 所

連帯保証人 氏 名 印

住 所

続 柄

私は、松本市海外留学生奨学金の給付を受けるにあたっては、松本市海外留学生奨学
基金条例、同条例施行規則を遵守することを誓約します。

様式第4号(第7条関係)

留 学 中 止 届

年 月 日

(あて先)松本市長

本 人 氏 名 印

住 所

連帯保証人 氏 名 印

住 所

高等学校長 印

下記のとおり留学を中止したためお届けします。

記

- 1 留学予定期間
- 2 理 由

様式第5号(第8条関係)

海外留学実績報告書

年 月 日

(あて先)松本市長

本人氏名 印
住所
高等学校長 印

下記のとおり海外留学について報告します。

記

- 1 留学先 国名
学校名
- 2 留学期間 (帰国日)
- 3 留学内容

上記留学を証明する、留学先の学校の証明書を添付してください。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)